ごみ焼却施設雨漏り修繕仕様書

1　修繕概要

本修繕は、安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設雨漏りの修繕を行う。

（1）見学者ホール連窓サッシ

・既設サッシ連窓方立ビート劣化部撤去

・方立ビード代替シーリング

・既設サッシクリーニング

（2）有害ガス除去装置室屋根

・笠木既設シーリング撤去

・上下笠木隙間シーリング

・笠木ジョイントシーリング

（3）プラットホーム屋根

・トップライト面台間シーリング

（4）その他

・廃棄物の処理については関係法令を遵守し、適正に処理すること。

・業務上必要とする図面、書類等については、必要に応じて閲覧、貸出することができる。また、この業務に係る光熱水費は、無料で使用できるものとする。

2　適用基準等

この特記事項以外は、下記に準拠する。ただし、本修繕に関係ない事項は適用しない。

（1）　安城市契約規則、安城市工事施工事務取扱要領

（2）　国土交通省官房官庁営繕部　「土木工事共通仕様書」（最新版）

（3）　国土交通省官房官庁営繕部　「建築工事共通仕様書」（最新版）

（4）　国土交通省官房官庁営繕部　「機械設備工事共通仕様書」（最新版）

（5）　国土交通省官房官庁営繕部　「電気設備工事共通仕様書」（最新版）

（6）　関係法令及び諸工事基準（最新版）

3　その他

本仕様書は、本修繕の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても施工上又は技術的に当然必要と思われるものについては、設計図書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において完備しなければならない。

（1）疑義

施工中において、本仕様書の記載事項及び設計図書に記載されている内容等に疑義が生じた場合、受注者は発注者と協議し、その指示に従うものとする。

（2）変更

基本的には、指示した設計図書は変更しないことを原則とする。ただし、性能上又は施工上に関して、発注者で問題があることを確認し変更を認めた場合には、この限りではない。

注）入札金額は、本工事における総額（消費税相当額抜き）を記載すること。

【問い合わせ先：安城市環境部環境保全課環境クリーンセンター施設係
０５６６－９２－０１７８】